

新型コロナウイルス感染症対策
生活支援、雇用・経済対策事業
(令和2年5月15日版)

兵庫県太子町

本紙に掲載の事業は、令和2年5月15日に開催された、令和2年第2回太子町議会臨時会にて議決されたものです。(ただし、「内定取消者、離職者の会計年度任用職員任用」は既存予算対応)

1. 事業者への支援

○ 経営継続支援緊急対策利子補給事業〔産業経済課〕 町単独事業

【8,160万円（債務負担行為）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、運転資金のための融資を受け、国または兵庫県の利子補給制度の対象となる事業者に対し、国・県の利子補給が終了する借入後4年目、5年目の利子を町事業として補給する。今年度は債務負担行為を設定し、実際の利子補給は令和5～7年度に行う。

（対象事業）

利子補給対象融資の上限額 3,000万円 金利 1.36%以内

※予算上の対象者見込は200件

○ 休業要請事業者経営継続支援事業〔産業経済課〕 県・市町協調事業

【2,360万円】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、兵庫県知事からの要請を受けて休業している事業者に対し、兵庫県と協調して経営継続支援金を支給する（財源負担 県：市町＝2：1）。

（対象者）

次の①②③のいずれも満たす、町内に事業所を置く中小法人及び個人事業主

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請、同法に拠らない協力依頼、営業時間短縮の依頼に応じた事業所
- ② 売上が令和2年4月または5月において単月で前年同月対比 50%以上減少している
- ③ 事業を休業していること

（給付額）

中小法人 1,000 千円、個人事業主 500 千円

ただし、飲食店及び旅館・ホテルについては、

中小法人 300 千円、個人事業主 150 千円

○ 経営継続支援緊急対策信用保証料補助事業〔産業経済課〕 町単独事業

【100万円】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した町内事業者が、信用保証付き制度融資を活用した際の信用保証料の補助を行う。国においても信用保証料補助を実施するため、その対象外となる部分について、町事業として補助を行う。

(対象者)

小・中規模事業者（個人事業主を除く）のうち、売上高 5%以上 15%未満減少しており、兵庫県等の制度融資を活用する町内事業者

※予算上の対象見込件数は 10 件

(補助内容)

融資に係る信用保証料の 2 分の 1 を国が補助。残る 2 分の 1 に対して町が補助する。上限額は 10 万円。

2. 生活への支援

○特別定額給付金支給事業〔税務課〕 国庫補助事業

【34 億 4,230 万円（うち給付金 34 億 1,050 万円）】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和 2 年 4 月 27 日において住民基本台帳に記載されている人に対し、1 人当たり 10 万円を支給する。

(事務スケジュール)

令和 2 年 5 月 11 日	オンライン申請受付開始
同 5 月下旬	郵送申請受付開始
同 5 月下旬	給付開始

3. 子育て世帯への支援

○子育て世帯臨時特別給付金給付事業〔社会福祉課〕 国庫補助事業

【5,940 万円(うち給付金 5,300 万円)】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、対象児童 1 人当たり 1 万円を給付する。

※対象児童＝令和 2 年 4 月分（3 月分含む）の児童手当（本則給付）の受給対象となる、令和 2 年 3 月 31 日までに生まれた児童

○就学援助特別給付金給付事業〔管理課〕 町単独事業

【510 万円（うち給付金 500 万円）】

新型コロナウイルス感染症対策として、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者（準要保護者）に対し、通常の就学援助に加え援助金を給付する。

(対象者)

準要保護者(町教育委員会が、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」に準ずる程度に困窮していると認める者)

※予算上の対象見込者数は250名

(給付額)

児童・生徒1人当たり20,000円

4. 新型コロナウイルス感染者等への支援

○国民健康保険傷病手当金〔町民課〕

国庫補助事業

【60万円】

太子町国民健康保険被保険者のうち被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、もしくは感染が疑われることにより、働くことができない場合に傷病手当金を支給する。

(支給要件)

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務を服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた期間

(支給額)

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額
×2/3×日数

5. 内定取消者、離職者等の雇用対策

○内定取消者、離職者の会計年度任用職員任用〔総務課〕

町単独事業

【1人当たり170万円】

新型コロナウイルスの影響で内定を取り消された者及び離職者の会計年度任用職員として雇用する。募集人員若干名。

(受付期間)

令和2年4月27日～5月13日

(選考試験)

令和2年5月20日

個別面接により選考

(任用期間)

令和2年6月1日～令和3年3月31日(令和2年度)

新型コロナウイルス感染症対策 生活支援、経済対策、地域活性化事業 (令和2年6月8日版)

兵庫県太子町

※本紙に掲載の事業は、令和2年6月8日に開催された、令和2年第3回太子町議会定例会において議決されました。

※財源区分は以下のとおり。

「臨時交付金事業」＝新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金を活用した事業

「国庫補助事業」＝地方創生臨時交付金以外の国庫補助事業

「県協調事業」＝兵庫県と協調して実施する事業

「県補助事業」＝兵庫県の補助金を受けて実施する事業

「町単独事業」＝町単独財源のみの事業

1. 感染拡大防止対策

○マスク、消毒液等購入事業

臨時交付金事業

〔企画政策課、社会福祉課、高年介護課、さわやか健康課〕

【620万円】

新型コロナウイルス感染症の第2波以降の流行に備え感染拡大を未然に防ぐため、マスク、消毒液を購入し備蓄する。加えて、医療機関、社会福祉施設、妊産婦に配布する。マスクの購入予定総数 92,500 枚。

(マスク用途内訳)

・企画政策課 (40,000 枚)

災害時避難者、今後の感染拡大時の緊急対応用に備蓄

・社会福祉課 (16,500 枚)

以下の社会福祉施設に配布

障害者福祉施設 (1,500 枚)、児童福祉施設 (15,000 枚)

・高年介護課 (16,000 枚)

高齢者福祉施設へ配付

・さわやか健康課 (20,000 枚)

以下の施設等へ配布

医療機関 (10,000 枚)、妊産婦 (10,000 枚)

(消毒液用途内訳)

避難所用の備蓄 (50 万円)、医療機関へ配布 (50 万円)

○サーモグラフィ、非接触型体温計購入事業

臨時交付金事業

〔企画政策課、さわやか健康課、社会教育課、文化推進課〕 【170万円】

文化会館や保健福祉会館、社会教育施設など公共施設を利用する不特定多数の方々に検温を実施し、公共施設での感染拡大を防ぐため、サーモグラフィ、非接触型体温計を購入する。サーモグラフィは文化会館に配備し、各種事業、イベントの来場者の検温を実施する。非接触型体温計は 43 個購入し、各公共施設に配備する。

(非接触型体温計用途内訳)

役場 (災害時は避難所) 10 個、保健福祉会館 3 台、社会教育施設 (地域交流館、体育館等) 20 台、文化施設 (文化会館、地区公民館等) 10 台

○感染拡大防止に向けた広報事業

臨時交付金事業

〔企画政策課、さわやか健康課〕

【20万円】

感染拡大を防ぐための新しい生活様式等の啓発、また、相談体制や支援情報、特殊詐欺への注意喚起等を行うチラシを作成し全戸配布する。配布回数は 3 回を想定。

○ w e b 会議用備品購入事業

臨時交付金事業

〔総務課〕

【3万円】

在庁したまま外部機関と会議、打ち合わせを行うため、w e b 会議用カメラ、マイクを購入する。

2. 生活への支援

○水道基本料金減免事業

県協調事業＋臨時交付金事業

〔上下水道事業所〕

【5,740万円(うち一般会計負担4,210万円)】

手洗いの励行による感染予防活動の推進及び、新型コロナウイルス感染症の影響による住民の経済的負担を緩和するため、水道基本料金を4か月減免(全額免除、7月検針分より)する。なお、減免にあたっては兵庫県企業庁による減免制度と協調して実施する。

3. 子育て支援

○子育て世帯活動支援事業

国庫補助事業＋町単独事業

〔社会福祉課〕

【590万円】

新型コロナウイルス感染症の影響で事業継続が困難となった民間学童保育園の事業を、町が緊急的に継承し、子育て支援の継続を図る。

○保育所、学童保育園保育料日割り対応化事業

臨時交付金事業

〔社会福祉課〕

【170万円】

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言後に利用を自粛された場合、月額保育料を利用日数に応じた額に日割り計算するためのデータ処理を委託する。

4. コロナ禍における災害への備え

○感染症予防に対応した防災体制構築事業

臨時交付金事業

〔企画政策課〕

【910万円】

発災時の避難所において避難者の間隔が密になるのを防ぐため、簡易間仕切りを購入する。併せて、床面に残留するウイルスからの感染を防ぐため段ボールベッドを購入し、避難所での感染拡大防止を図る。

(購入個数)

簡易間仕切り 600 個

段ボールベッド 200 個

5. 学びの場の確保

○たいしがんばり学びタイム事業

県補助事業

〔管理課〕

【80 万円】

学校再開後に、児童・生徒個々の学習状況に対してきめ細やかな支援を行うため、学習指導員を小学校、中学校に配置する。配置人員は小学校4校で4名、中学校2校で10名。

○小学校、中学校保健衛生用品購入事業

国庫補助事業＋臨時交付金事業

〔管理課〕

【110 万円】

各学校の実情を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ観点から必要となるマスク、消毒用エタノール、体温計など保健衛生用品を購入、配備する。

○幼稚園保健衛生用品購入事業

国庫補助事業

〔管理課〕

【200 万円】

各幼稚園の実情を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ観点から必要となる消毒用エタノール、体温計など保健衛生用品を購入、配備する。

○小学校手洗い場増設事業

臨時交付金事業

〔管理課〕

【210 万円】

感染予防のための手洗いを励行するため、手洗い場が不足している斑鳩小学校において、手洗い場増設工事を実施する。

○修学旅行支援事業

臨時交付金事業

〔管理課〕

【170 万円】

修学旅行が中止となった場合、発生が予想されるキャンセル料等の支払いについて、児童・生徒1人あたり2,200円を上限として補助する。

○G I G Aスクール構想端末整備事業

国庫補助事業＋臨時交付金事業

〔管理課〕

【2億5,510万円】

国において推進されている「G I G Aスクール構想」の実現に向け、児童・生徒一人ひとりにタブレット端末を配備する。今次補正予算では購入経費及び各種設定経費を計上し、I C T環境の実現と、臨時休業等の緊急時でも遠隔学習による学びの場の確保を図る。導入予定台数は小中学校合わせて約3,500台。

○学校臨時休業等対策費補助事業

臨時交付金事業

〔管理課〕

【160万円】

小中学校の臨時休校（3月から春休みまで）に伴い、学校給食等事業者に対して既に発注されていた食材等のキャンセル料を補助する。

6. ポストコロナに向けた町の元気づくり

○新型コロナウイルス感染症対策提案型協働事業

臨時交付金事業

〔企画政策課〕

【60万円】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や地域課題の解決、収束後の復興に寄与する事業を住民団体から提案いただき、効果が高いと見込まれる事業に対して活動を支援する。1事業上限30万円を補助し、2事業を採択予定。

○シティプロモーション動画制作事業

臨時交付金事業

〔産業経済課〕

【120万円】

新型コロナウイルス感染症の収束後に太子町を訪れる方を増やし、多大な影響が出ている飲食店など地域経済の活性化と、町のにぎわいを取り戻すため、町の魅力をPRする動画を作成し、町内外に広く発信する。

○まち・ひと応援花かざり事業

臨時交付金事業

〔産業経済課〕

【80万円】

新型コロナウイルス感染症の影響で、ともすれば暗くなりがちな町全体の雰囲気、花を飾ることによって明るくするため、希望者に花苗等を配布し、町内各所を花で彩っていただく。花や資材については、感染症の影響で式やイベントが中止となり、販売機会を失った町内生花店と協働して実施し、町内事業所の支援も併せて図る。

【対象者】 町内在住者及び町内で事業・活動を行う者（個人・団体不問）
上限200件、応募者多数の場合は抽選。

【要件】 町民の目に触れる場所に植栽すること

【提供内容】 1件あたり3,500円以内の、植栽箇所に合わせた花苗や資材
「コロナに負けるな」などを記載したラベル等

【提供方法】 希望者は、町へ花苗等の申込を行う（多数の場合抽選）。

町と委託契約を交わした町内生花店にて、希望する花苗等を指定の金額の範囲内で選択し、ラベルと共に植栽する。

7. 文化芸術・社会教育の体験機会創出

○無観客配信システム構築事業

臨時交付金事業

〔文化推進課〕

【300万円】

新型コロナウイルス感染症の影響により文化会館大ホールでのイベント開催が困難となった場合であっても、無観客の状態でのイベントを撮影し、ネット配信することにより、芸術・文化の振興を図る。

○歴史文化遺産のデジタルコンテンツ発信事業

臨時交付金事業

〔文化推進課〕

【90万円】

町の歴史文化遺産をオンラインなどで公開し、町の歴史文化や魅力を広く発信するとともに、感染症収束後の着地型観光コンテンツとしても活用する。そのためのデジタルビデオカメラ、タブレット、ディスプレイなど必要な機器を整備する。

○人権講座リモート実施事業

臨時交付金事業

〔社会教育課〕

【6万円】

新型コロナウイルス感染症の流行下であっても、差別やいじめ、デマなどの人権侵害事案を未然に防ぎ、継続した人権学習活動を進める必要がある。人権講座をリモートで実施するためのビデオカメラ等必要機器を整備する。